

# 処 分 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名 :	火薬類取締法
根 拠 条 項 :	第17条第3項
処 分 の 概 要 :	猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可の取消し
原 権 者 ( 委 任 先 ) :	長野県公安委員会
法 令 の 定 め :	火薬類取締法第17条第1項(譲渡又は譲受の許可)、第50条の2第1項(猟銃用火薬類等の特則)
処 分 基 準 :	譲渡又は譲受けの許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受けに伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先 :	長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話:026-233-0110)
備 考 :	